

白石市男女共同参画 基本計画

第3次

男女がお互いを尊重し、

自分らしく暮らすことができるまち しろいし



令和6年3月
白石市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の概要	1
2 主な関連法令・計画の概要	2
3 社会環境の変化	5
第2章 白石市の男女共同参画を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況	7
2 就労の状況	9
3 各分野の女性の参画状況	10
4 アンケート調査の概要	12
第3章 計画の基本的な方向性	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
第4章 施策の展開	23
基本目標1 男女がともに活躍し、お互いを尊重し支え合う社会の実現	23
1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	23
1-2 職場における女性活躍・男女共同参画の推進	25
1-3 家庭における男女共同参画の推進	28
1-4 地域における男女共同参画の促進	30
基本目標2 誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現	32
2-1 あらゆる暴力などの予防・根絶に向けた取組の推進	32
2-2 困難に直面している女性などへの支援	35
2-3 生涯を通じた健康支援	38
2-4 防災における男女共同参画の推進	40
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	42
3-1 広報、教育を通じた男女共同参画意識の醸成	42
3-2 性の多様性への理解促進	44
3-3 男女共同参画推進体制の強化	46
第5章 計画の推進	48
1 計画の推進体制	48
2 計画の進捗管理	49
資料編	50
1 白石市男女共同参画専門委員会委員名簿	50
2 用語解説	51

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第1章第2条第1号）です。

白石市（以下「本市」という。）においては、平成14年6月に「白石市男女共同参画社会推進条例」が施行され、今後の方向を具体的に示すものとして、平成16年3月に『白石市男女共同参画基本計画「めざそうプラン」』を策定しました。

また、平成26年3月には、『白石市男女共同参画基本計画「めざそうプラン」(第2次)』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきましたが、令和5年度で最終年度となることから、これまでの取り組みの成果や課題を検証しつつ、時代潮流や国・県の動き、地域社会の変化に対応した新たな「白石市男女共同参画基本計画(第3次)」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

〔法的位置付け〕

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置付け、その趣旨に沿った取り組みを推進します。

さらに、白石市男女共同参画社会推進条例第8条に基づく「基本計画」として位置付けられるものです。

〔計画の性格〕

国が定める「第5次男女共同参画基本計画」や県が定める「宮城県男女共同参画基本計画(第4次)」及び市政運営における最上位計画である「第六次白石市総合計画」(以下「総合計画」という。)の方向性を踏まえるとともに、各分野の関連計画との整合性を図ります。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

2 主な関連法令・計画の概要

(1) 主な関連法令

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画を実現するための基本理念及びその理念に基づき、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画基本計画の策定や男女共同参画会議の設置などを定めています。

- [基本理念]
- 男女の人権の尊重
 - 社会における制度又は慣行についての配慮
 - 政策などの立案及び決定への共同参画
 - 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - 国際的協調

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業など）に義務付けられました。

■配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

令和元年6月の改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られています。

■宮城県男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進のために、基本理念を定め、宮城県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることで、男女共同参画社会の形成を推進して新しい生活文化を創り、真に豊かで活力のある地域社会の実現に貢献することを目的としています。

- [基本理念]
- 男女の人権の尊重
 - 固定的な性別役割分担に基づく制度・慣習などについての配慮
 - 男女の家庭生活における活動と社会生活における活動との両立
 - 男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
 - 男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶
 - 国際的な視野での推進

(2) 主な関連計画

■第5次男女共同参画基本計画〔令和2年12月策定～令和7年度〕

国は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（男女共同参画基本計画）を策定しています。

令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを柱とし、各分野における施策の基本的方向と具体的な取り組み、成果指標などを示しています。

【第5次男女共同参画基本計画の構成】

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用などにおける男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困など生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度などの整備
- 第10分野 教育・メディアなどを通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

■宮城県男女共同参画基本計画（第4次）〔令和3年度～令和7年度〕

宮城県では、宮城県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進するため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定しました。

第4次計画では、男女共同参画実現のための施策を分野に分け、分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、その実現に向けた具体的な施策を示しています。

また、女性活躍推進法に基づく県の推進計画にも位置付けられています。

【宮城県男女共同参画基本計画（第4次）の施策体系】

- 施策1 社会全体における男女共同参画の実現 ～女性の活躍を推進するために～
- 施策2 家庭における男女共同参画の実現 ～男性の家事・育児・介護への更なる参画～
- 施策3 学校教育における男女共同参画の実現 ～共生と自立をめざして～
- 施策4 職場における男女共同参画の実現 ～男女が共に学び、活躍し続けるために～
- 施策5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現
～女性の地位や権限の確立をめざして～
- 施策6 地域における男女共同参画の実現 ～多様な主体との連携・学び合い～
- 施策7 防災・復興における男女共同参画の実現 ～平常時から備える多様な視点～

■宮城県配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第6次計画）

【令和3年度～令和7年度】

宮城県では、配偶者暴力防止法第2条の3の規定に基づく基本計画を策定し、県、市町村、関係機関及び地域社会などが、DVを容認しない社会の実現に向けて積極的に普及・啓発を行い、DV防止の取り組みを進めるとともに、連携して被害者などの自立に向けた支援を行うこととしています。

【宮城県配偶者暴力防止基本計画（第6次計画）の基本理念】

- 1 被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現
- 2 配偶者からの暴力などを容認しない社会の実現

■総合計画【令和3年度～令和12年度】

総合計画は、本市の最上位計画であり、将来を展望したまちづくりの基本理念及び都市像を示すとともに、総合的かつ計画的な行財政運営の指針と施策を示すものです。

本市では、令和3年に総合計画を策定し、「人と地域が輝き、ともに新しい価値を創造するまち しろいし」を目指す将来像として、市民一人ひとりがその個性や能力を発揮しながら、地域づくりの担い手として活躍するとともに、新たな視点で様々な地域資源・魅力を発見し、育て、高めあうことで、新しい価値を創造し、まちへの誇りと愛着を持って暮らしていくことができるまちづくりを推進しています。

【総合計画における男女共同参画施策の位置付け】

[重点戦略2] 住民主体の地域づくり戦略
女性・高齢者が活躍できる場の整備

[分野目標5] 活力・賑わいを創る
5-5 交流活動の促進

多文化・多世代の共生、多様性を認め合う取り組み

3 社会環境の変化

男女共同参画を取り巻く環境の変化を次の通り整理します。

■人口構造・世帯構成の変化

- 人口減少・少子高齢化の急速な進行
- 核家族化・ひとり暮らしの増加
- 未婚化・晩婚化の傾向
- 若年者、特に女性の大都市圏への流出

■働き方・暮らし方の多様化

- 女性の就労意向の高まり・就業率の上昇
- 正規雇用と非正規雇用の格差の問題
- 長時間労働の社会問題化と働き方改革
- ICT 発達や新型コロナの影響に伴う在宅ワークの普及

■人生 100 年時代の到来

- 女性や高齢者など生涯にわたり活躍する社会
- 人生 100 年を見据えたライフプラン・経済的自立
- 社会保障・老老介護・8050 問題

■デジタル化の進展

- AI・ビッグデータ、ロボットなど未来技術の普及
- 未来技術による地域課題の解決に向けた動き
- デジタル分野における女性活躍への期待
- 情報格差の拡大

■個性・多様性を認め合う社会

- 性的マイノリティ（LGBTQ+）への意識・理解の高まり
- 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

■女性に対する暴力などへの問題意識

- セクシャルハラスメント、DV などに対する意識の高まり
- SNS などを通じた告発・社会運動
- SNS などによる被害の拡大・多様化

■頻発する大規模災害

- 自助・共助・公助の重要性
- 防災対策、避難生活における女性の視点の重要性
- 災害時における女性、弱い立場の人への深刻な影響

■新型コロナウイルス感染症の拡大

- コロナ禍後を見据えた新しい日常
- テレワークなどの働き方、男性の家事・育児への参画
- 非正規雇用、宿泊・飲食サービス業への影響
- DV・性暴力の深刻化

■関連する SDGs（持続可能な開発目標）



第2章 白石市の男女共同参画を取り巻く状況

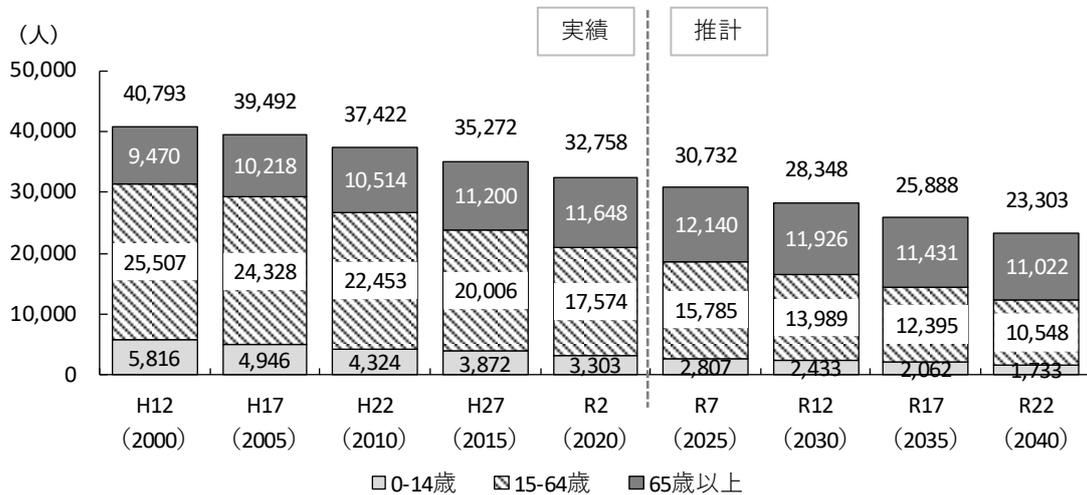
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

国勢調査の結果から本市の人口の推移をみると、全国的に人口減少が進む中、本市においても減少し続けており、20年間で約8,000人減少しています。

年齢3区分別にみると、老年人口（65歳以上）が増加する一方、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には高齢化率が47.3%まで上昇すると推計されています。

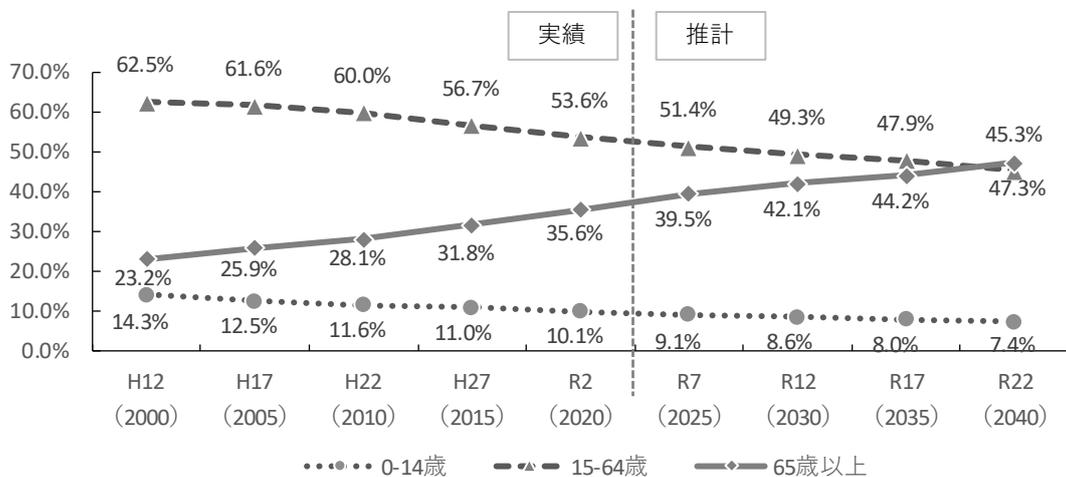
■年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳があるため、各区分の合計と全体の数値が合わない場合があります。

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

■年齢3区分別人口割合の推移



※年齢不詳があるため、各区分の合計と全体の数値が合わない場合があります。

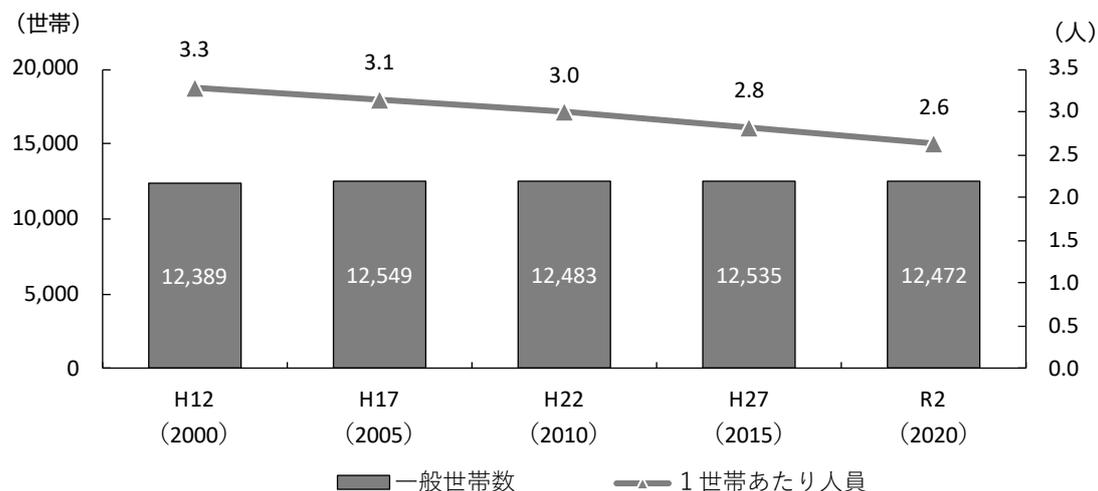
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 世帯の状況

本市の世帯数は概ね横ばいで推移していますが、核家族化や単身世帯の増加に伴い、1世帯あたり人員は減少してきています。

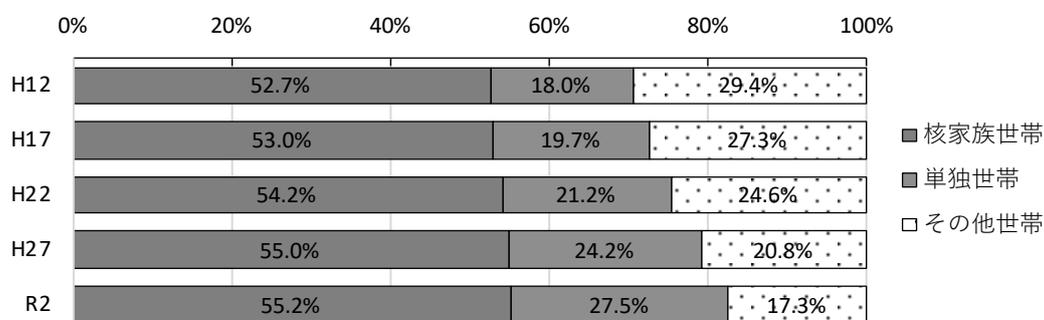
世帯構成の割合を宮城県や全国と比べると、本市では単身世帯の割合が低く、その他世帯の割合が高くなっています。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査

■世帯構成の推移



	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	宮城県 (R2)	全国 (R2)
核家族世帯	52.7%	53.0%	54.2%	55.0%	55.2%	51.7%	54.1%
単身世帯	18.0%	19.7%	21.2%	24.2%	27.5%	36.9%	38.0%
その他世帯	29.4%	27.3%	24.6%	20.8%	17.3%	11.3%	8.0%

出典：国勢調査

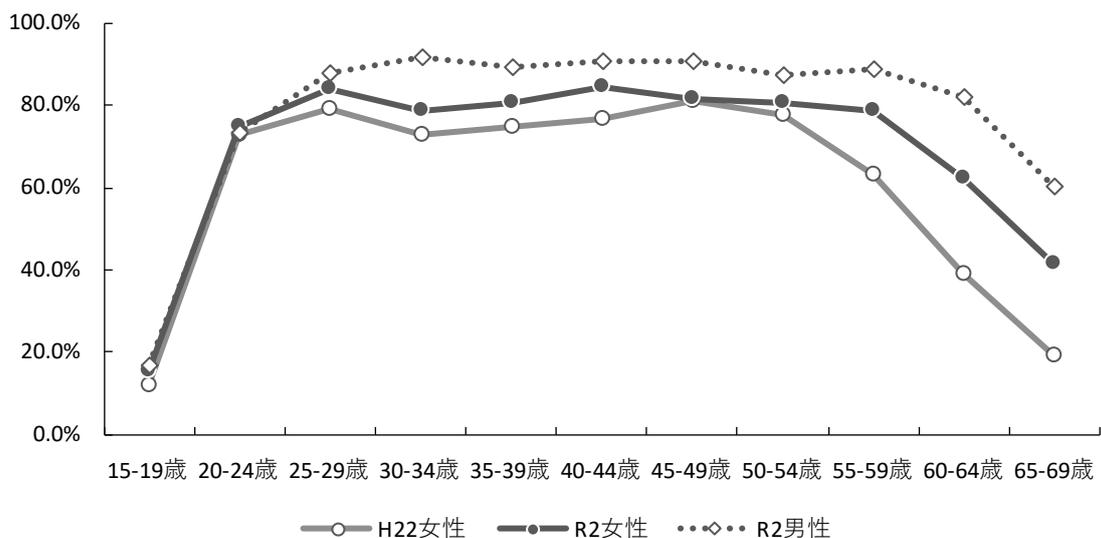
2 就労の状況

(1) 労働力率

本市の労働力率を性別・年齢別にみると、女性の労働力率は、平成22年から令和2年までの10年間で、20歳代後半から40歳代前半で上昇しており、いわゆるM字カーブはゆるやかになっています。

また、50歳代後半以降の労働力率も大きく上昇しています。

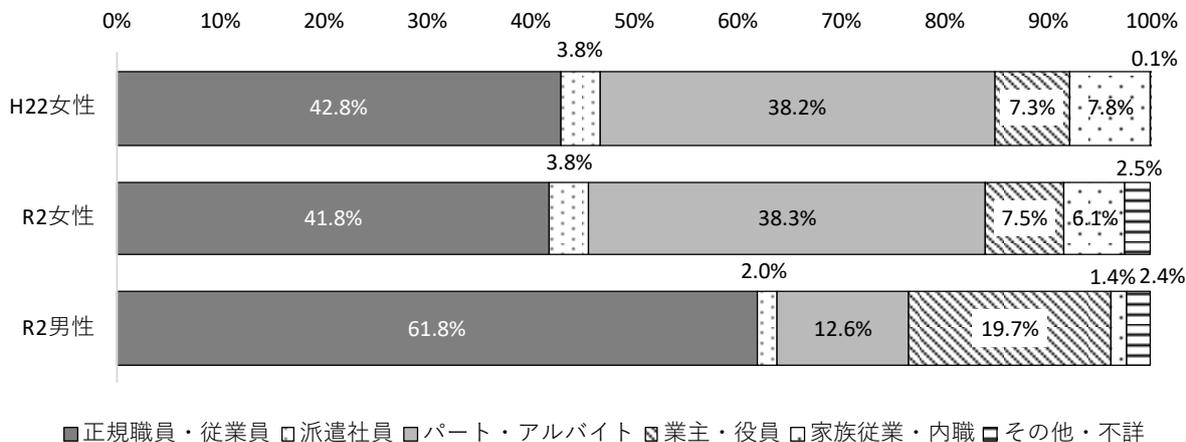
■性別・年齢別労働力率の推移



出典：国勢調査

(2) 就業上の地位

就業上の地位を性別にみると、女性は男性に比べて、正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイトなどの割合が高くなっています。平成22年から令和2年までの10年間で大きな変化はみられません。

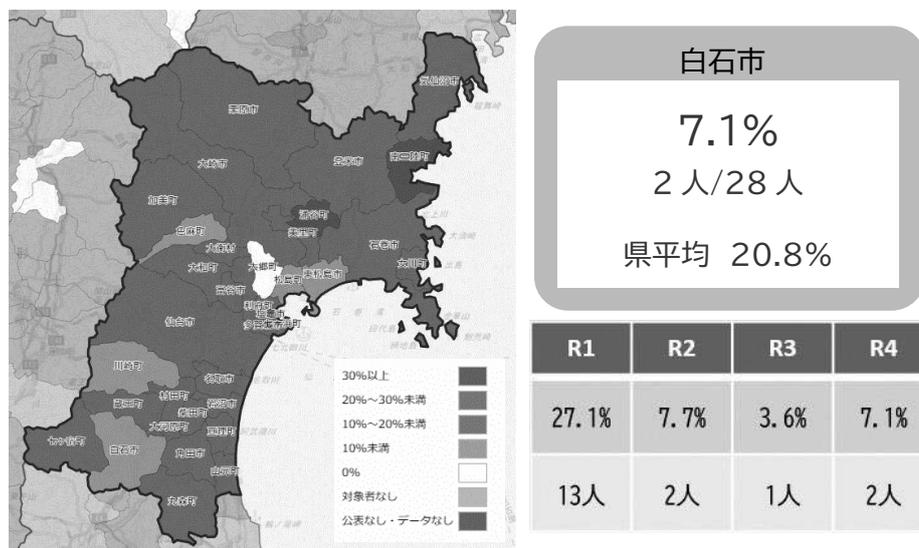


出典：国勢調査

3 各分野の女性の参画状況

(1) 管理職

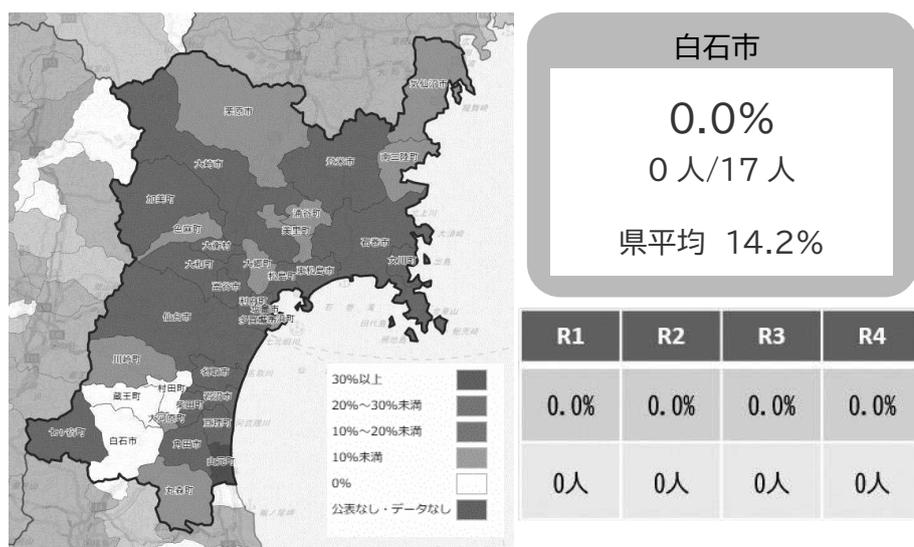
市職員の管理職に占める女性の人数は、令和4年度は28人中2人で、全体に占める割合は7.1%となっており、県平均の20.8%を大きく下回っています。令和5年度は28人中3人で、全体に占める割合は10.7%となりました。



出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

(2) 市議会議員

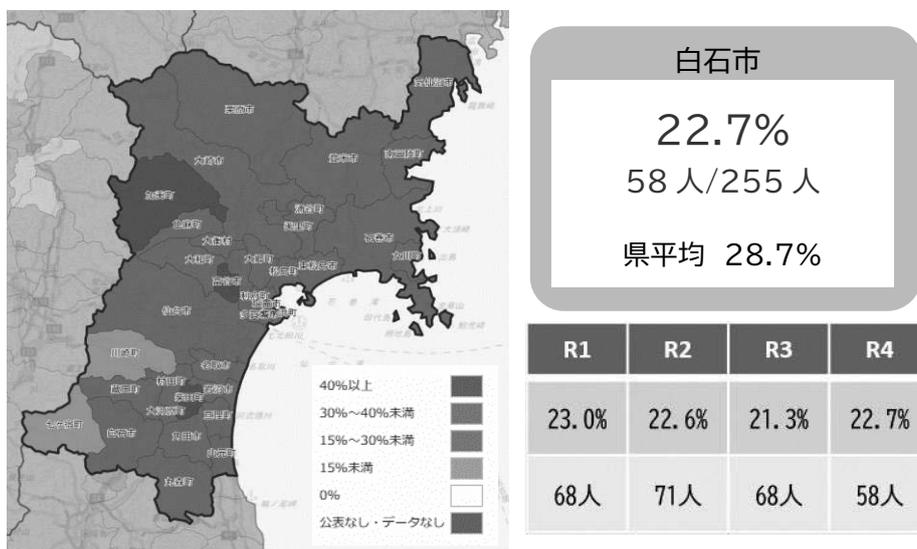
本市の市議会女性議員は、令和元年7月から令和5年6月は0人で、令和5年7月の市議会選挙において、16人中、女性議員が2人（12.5%）となりました。



出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

(3) 審議会委員

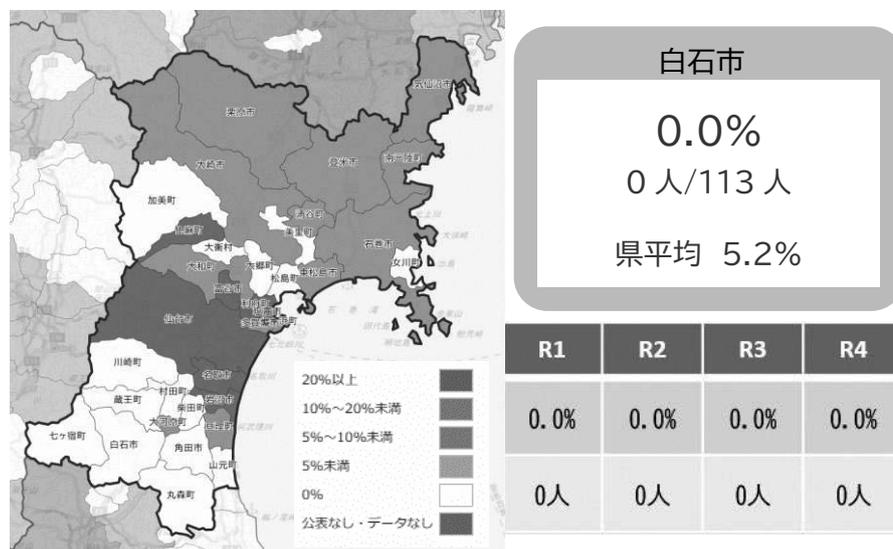
令和4年度における本市の審議会委員 255 人のうち女性の人数は 58 人で、全体に占める割合は 22.7%となっており、県平均より低い割合となっています。



出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

(4) 自治会長

令和4年度における本市の自治会長 113 人のうち、女性の自治会長はいません。令和5年度は 113 人中 1 人で、全体に占める割合は 0.9%となりました。



出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

4 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

計画の策定にあたり、18歳以上の市民や高校生、事業所の男女共同参画に対する考え方を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

	市民	高校生	事業所
調査対象	住民基本台帳から18歳以上の方1,000人を無作為抽出	市内高校に在籍する生徒	市内事業所
調査期間	令和4年10月28日～11月18日	令和4年10月28日～11月18日	令和4年10月28日～11月18日
調査方法	郵送配付・回収	郵送配付・回収	郵送配付・回収
配付・回収	配布数：1,000票 回収数：335票 回収率：33.5%	配布数：473票 回収数：376票 回収率：79.5%	配布数：100票 回収数：50票 回収率：50.0%

■調査結果の見かた

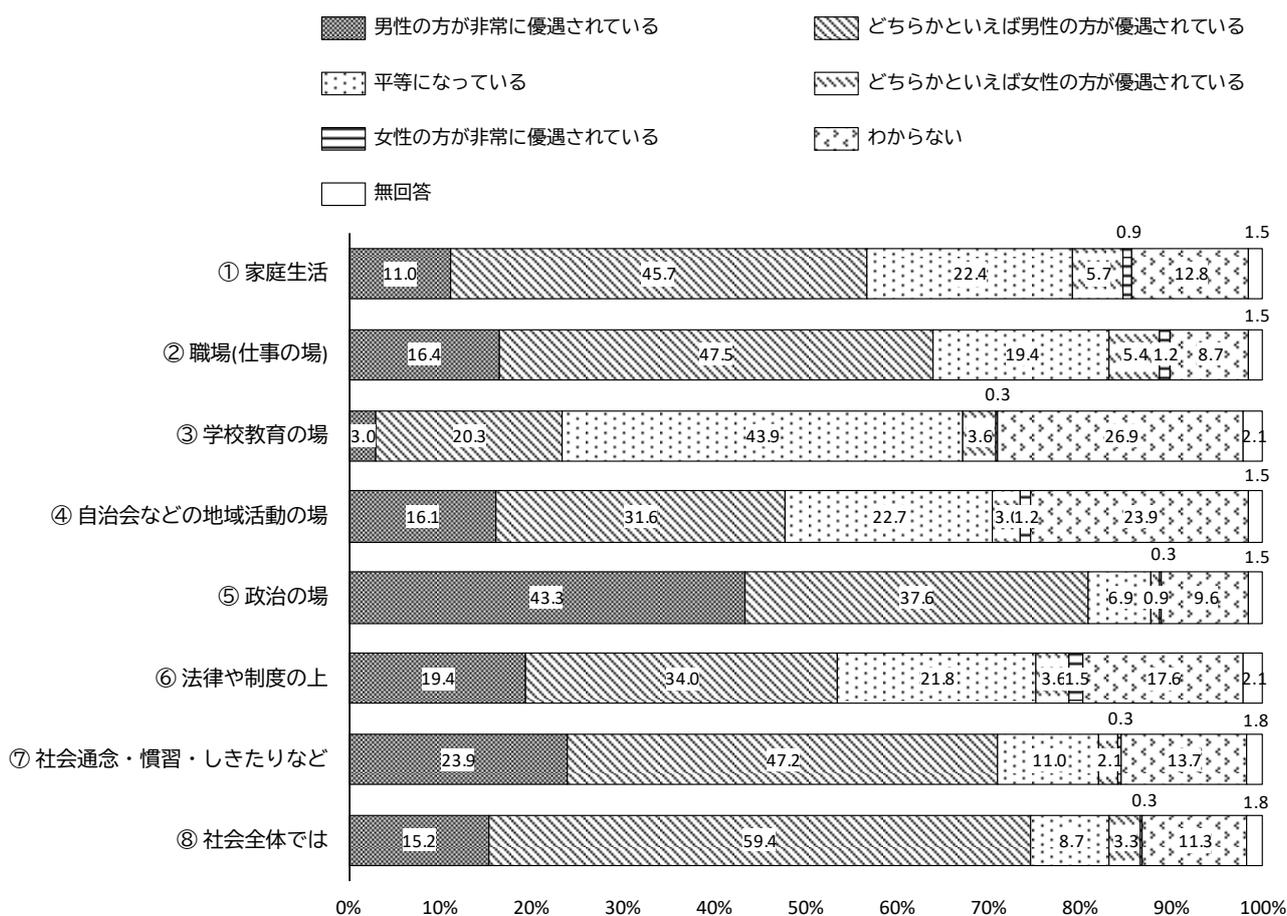
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100.0%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。そのため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問では、すべての比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- 設問のなかには前問に回答した人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなる場合があります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中で省略した表現を用いる場合があります。

(2) 男女平等意識

各場面における男女平等意識は、「平等になっている」の割合が高い項目は、「学校教育の場」(43.9%)、「自治会などの地域活動の場」(22.7%)、「家庭生活」(22.4%) などとなっています。

一方、「男性の方が優遇(非常に+どちらかといえば)」が高い項目は、「政治の場」(80.9%)、「社会全体」(74.6%)、「社会通念・慣習・しきたり」(71.1%) などとなっています。

■各場面における男女平等意識【市民】



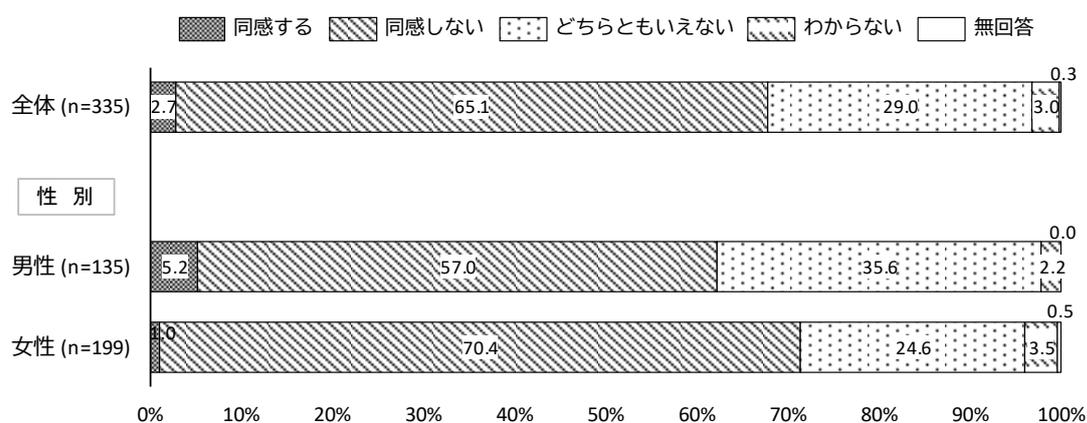
(3) 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方は、市民では「同感しない」が65.1%、「どちらともいえない」が29.0%、高校生では「同感しない」が62.5%、「どちらともいえない」が23.7%となっています。

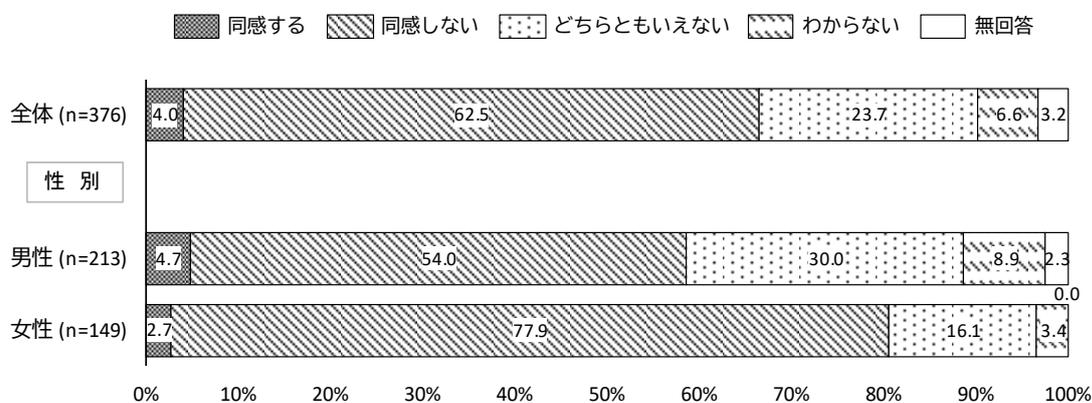
市民、高校生ともに、女性の方が男性より「同感しない」の割合が高く、男性の方が女性より「どちらともいえない」の割合が高くなっています。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方

【市民】



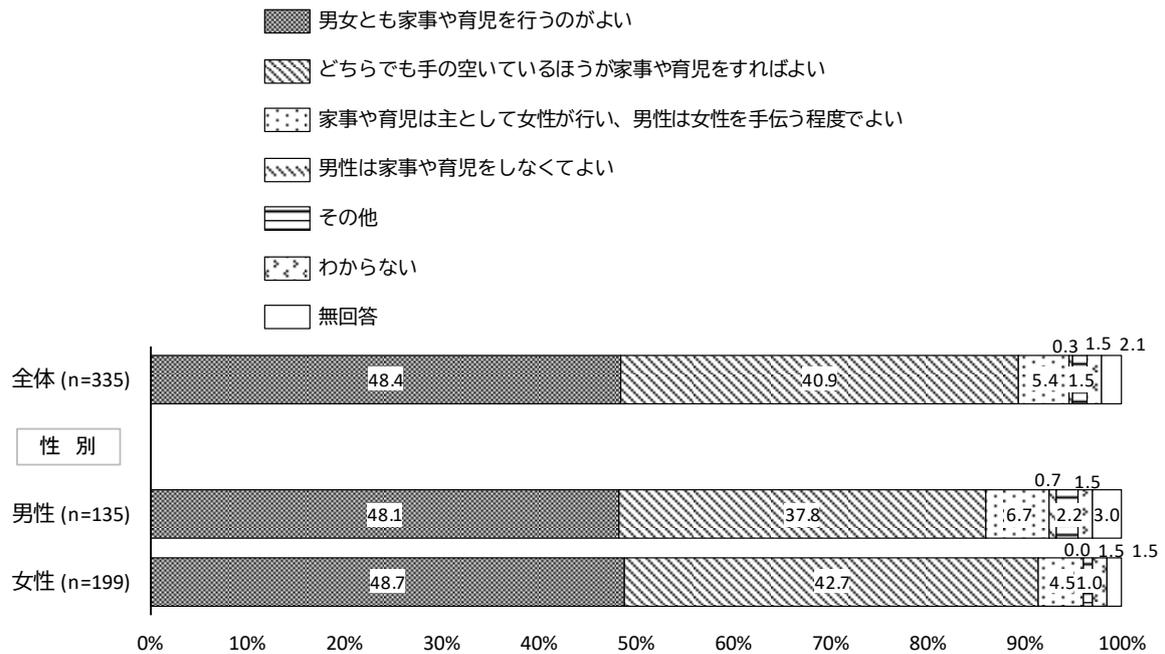
【高校生】



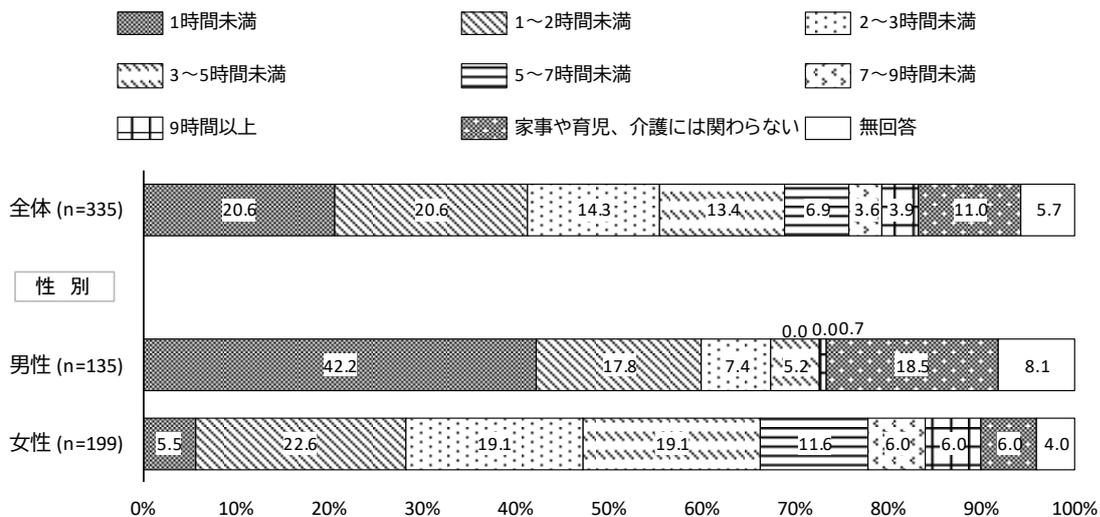
共働き家庭の家事・育児は、「男女とも家事や育児を行うのがよい」が48.4%、「どちらでも手の空いている方が家事や育児をすればよい」が40.9%となっており、男女での意識の差はみられません。

一方、1日に家事・育児・介護に費やす時間は、男性では約6割の人が2時間未満なのに対し、女性では約6割の人が2時間以上と女性の方が長くなっており、意識と実態に乖離がみられます。

■共働き家庭での家事・育児【市民】



■1日に家事・育児・介護に費やす時間【市民】

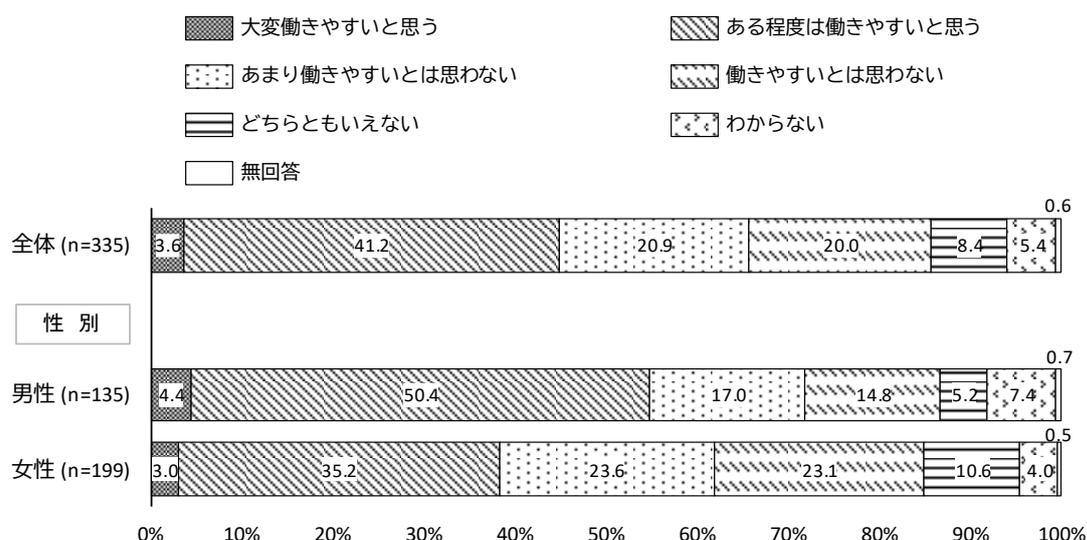


(4) 職場における男女共同参画

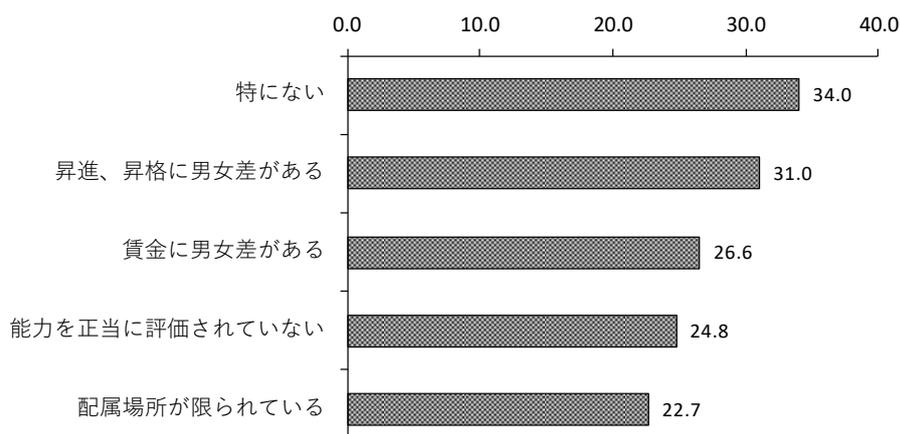
現在の社会は女性が働きやすいと思うかは、「ある程度は働きやすいと思う」が 41.2%と最も多くなっています。性別にみると、男性の方が女性に比べて「ある程度は働きやすいと思う」の割合が高く、女性の方が男性に比べて「働きやすいとは思わない」の割合が高くなっており、男女間で意識の差がみられます。

職場における仕事の内容、待遇面は、「特にない」が 34.0%と最も多く、次いで「昇進、昇格に男女差がある」が 31.0%、「賃金に男女差がある」が 26.6%と続いています。

■現在の社会は女性が働きやすいと思うか【市民】



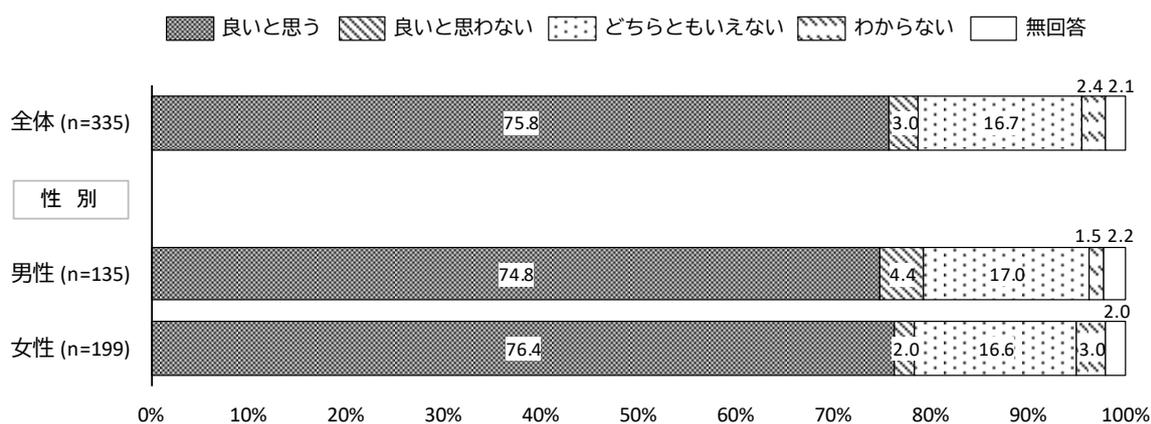
■職場における仕事の内容、待遇面（上位5項目）【市民】



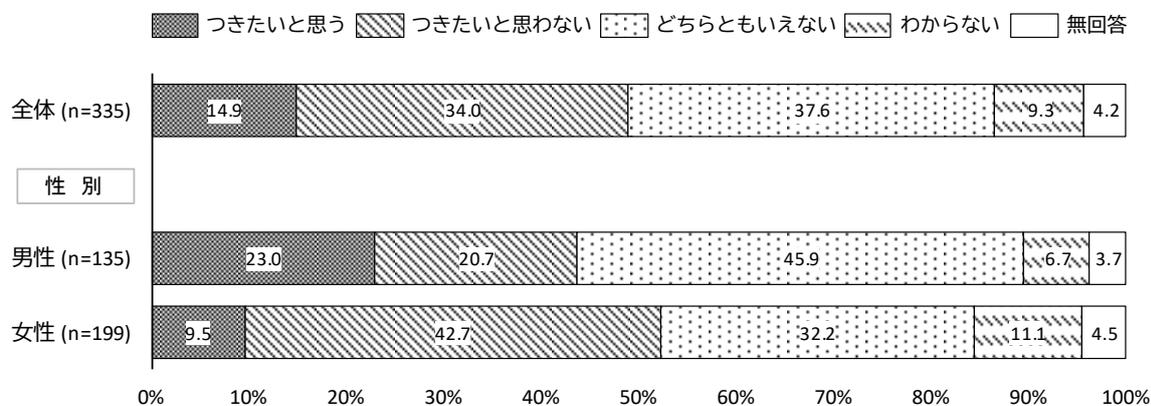
女性が管理職につくことをどう思うかは、「良いと思う」が 75.8%となっており、性別による大きな違いはみられません。

管理職につきたいと思うかは、男性では「つきたいと思う」が 23.0%、「つきたいと思わない」が 20.7%に対し、女性では「つきたいと思う」が 9.5%、「つきたいと思わない」が 42.7%となっています。

■女性が職場で管理職につくことをどう思うか【市民】



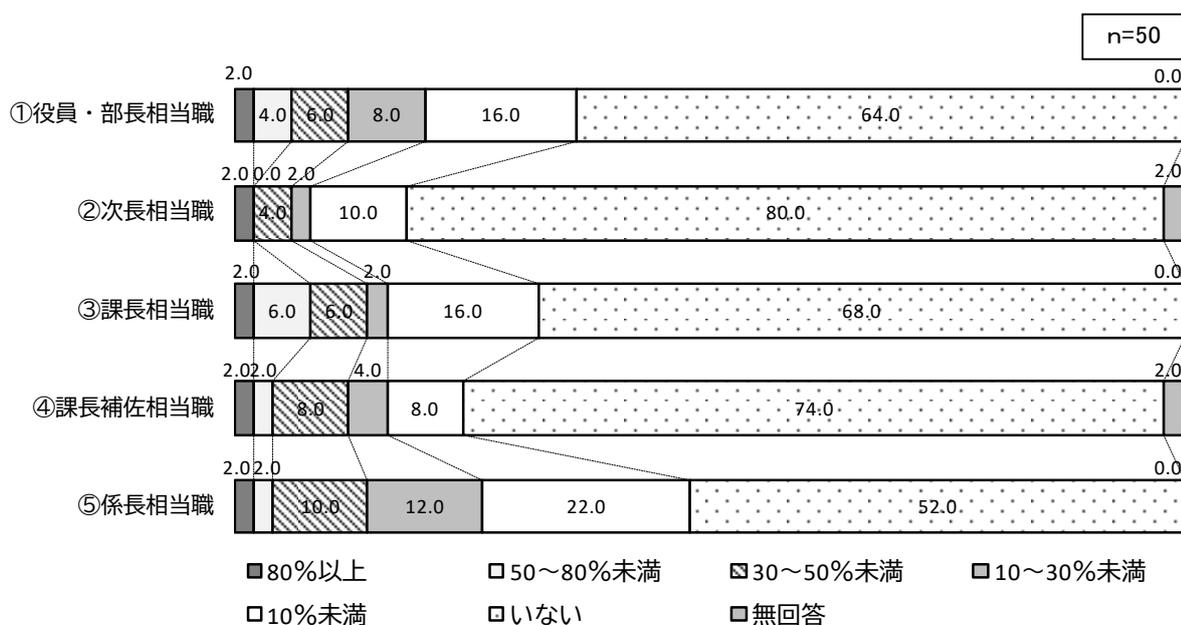
■管理職につきたいと思うか【市民】



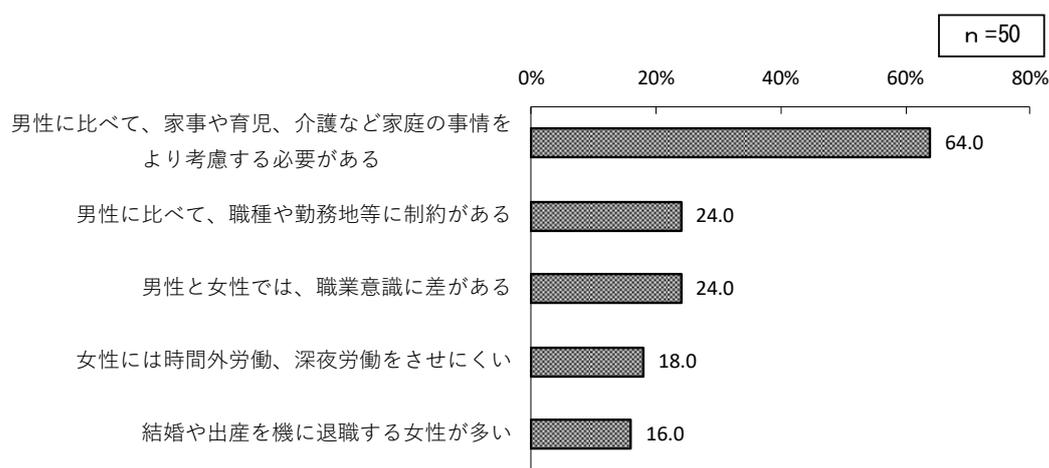
事業所における女性管理職の割合は、「いない」と回答した事業所は、役員・部長相当職で64.0%、課長相当職で68.0%、係長相当職で52.0%となっています。

女性活躍を推進するにあたっての課題は、「男性に比べて、家事や育児、介護など家庭の事情をより考慮する必要がある」が64.0%で最も高く、次いで「男性に比べて、職種や勤務地等に制約がある」と「男性と女性では職業意識に差がある」がそれぞれ24.0%と続いています。

■女性管理職の割合【事業所】



■女性活躍の推進にあたっての課題（上位5項目）【事業所】

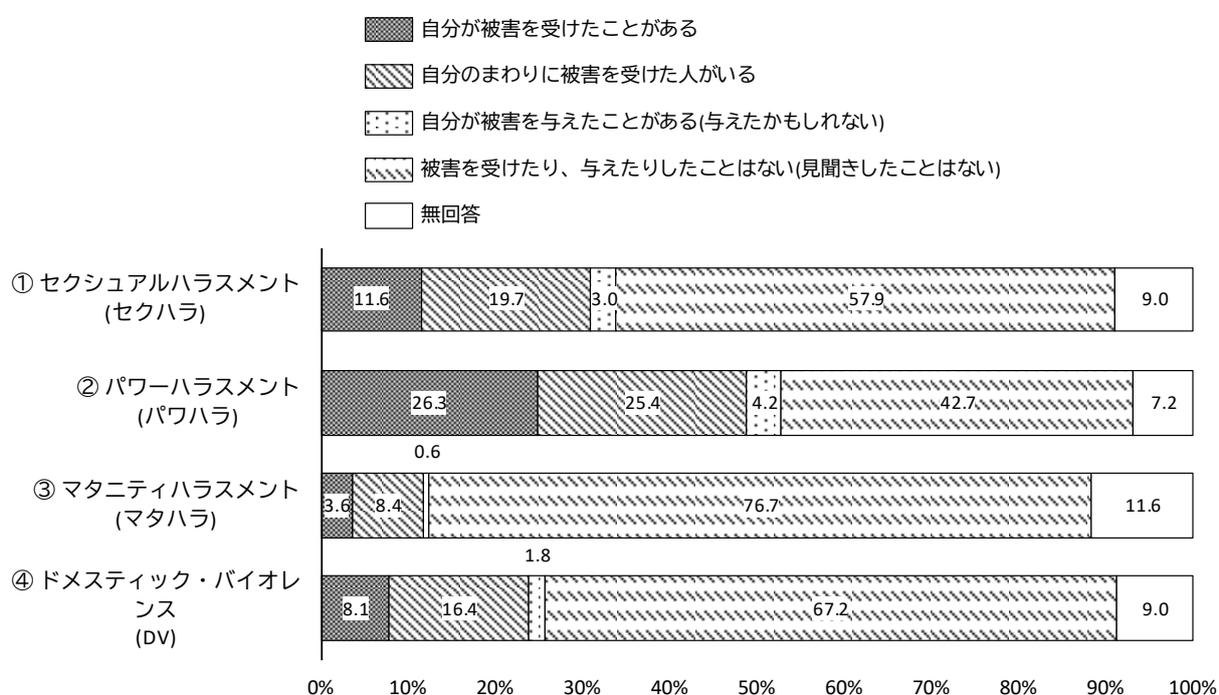


(5) ハラスメント・DV

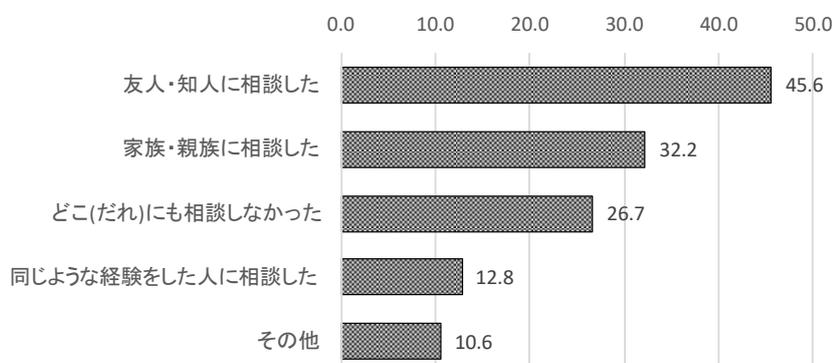
各種ハラスメントやDVの経験は、「自分が被害を受けたことがある」もしくは「自分のまわりに被害を受けた人がある」と回答した人の割合は、パワーハラスメントで51.7%、セクシュアルハラスメントで31.3%、ドメスティックバイオレンスで24.5%、マタニティハラスメントで12.0%となっています。

自分やまわりで被害を受けたことがある人に、そのことを打ち明けたり、相談したりしたかは、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人が26.7%となっています。その理由について、「相談しても無駄だと思ったから」が41.7%で最も高く、次いで「そのことを思い出したくなかったから」が22.9%、「相談するほどのことではないと思ったから」が20.8%と続いています。

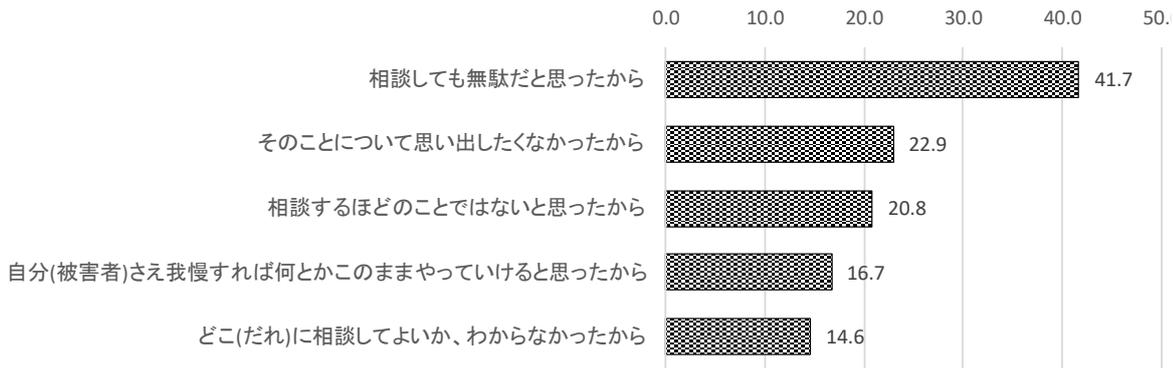
■ハラスメント・DVの経験【市民】



■誰かに打ち明けたり相談したりした経験【市民】



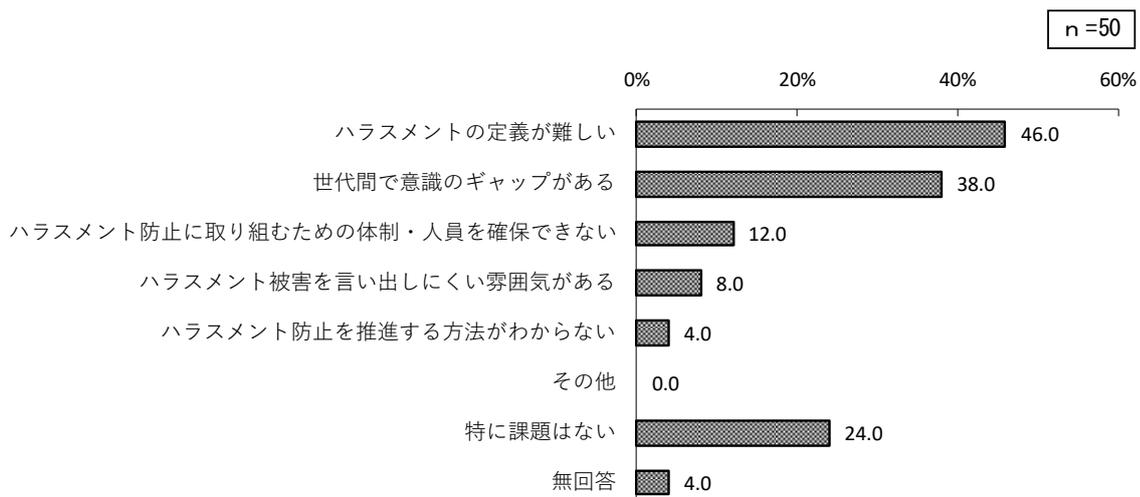
■ 誰にも打ち明けたり相談できなかつたりした理由【市民】



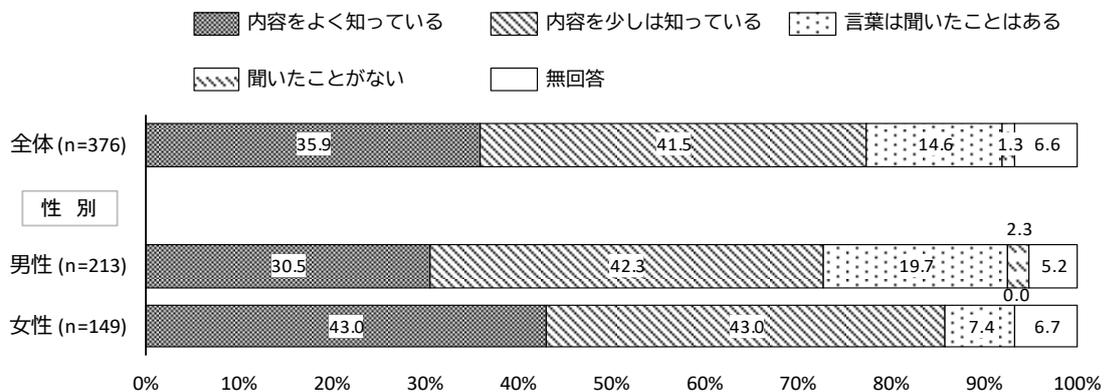
事業所の各種ハラスメントの防止にあたっての課題は、「ハラスメントの定義が難しい」が46.0%、「世代間で意識のギャップがある」が38.0%となっています。

高校生のデートDVの認知度は、「内容をよく知っている」が35.9%、「内容を少しは知っている」が41.5%となっています。

■ 各種ハラスメント防止にあたっての課題【事業所】



■ デートDVの認知度【高校生】



第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

男女共同参画社会基本法に定められた「男女共同参画社会の形成」の実現に向け、男女があらゆる分野や様々な場面でその能力を発揮し、性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し合い、共に支え合いながら、誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていくことができるまちを目指します。

また、白石市男女共同参画社会推進条例に掲げられた基本理念を踏まえ、本市が目指す男女共同参画社会を以下のとおりとします。

【目指すべき社会】

- 1 個人としての尊厳が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に発揮することができる社会
- 2 性別による固定的な役割分担に基づく社会の制度、慣習によって社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがない社会
- 3 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活と職業生活などが無理なく両立できる社会
- 4 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保される社会
- 5 妊娠、出産その他の性に関し、自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮される社会
- 6 市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働で行う社会

【キャッチフレーズ】

**男女がお互いを尊重し、
自分らしく暮らすことができるまち しろいし**

2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 男女がともに活躍し、お互いを尊重し支え合う社会の実現

社会の構成員の半数を占める女性がその能力を十分に発揮しながら、あらゆる分野で活躍できる環境づくりを推進するとともに、様々な場面で男女が思いやり、尊重しながら相互に支え合う社会づくりを推進します。

- 【基本施策】
- 1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - 1-2 職場における女性活躍・男女共同参画の推進
 - 1-3 家庭における男女共同参画の推進
 - 1-4 地域における男女共同参画の推進

基本目標 2 誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現

女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた取り組みを推進します。

また、男女の人権が守られ、生涯を通じて健康で過ごすことができるための支援の充実を図ります。

さらに、男女共同参画の視点からの災害対応を推進します。

- 【基本施策】
- 2-1 あらゆる暴力などの予防・根絶に向けた取組の推進
 - 2-2 困難に直面している女性などへの支援
 - 2-3 生涯を通じた健康支援
 - 2-4 防災における男女共同参画の推進

基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

様々な機会を通じて男女共同参画意識の醸成や性の多様性に対する理解促進を図りつつ、固定的な性別役割分担意識や慣行を見直すきっかけづくりを推進します。

また、本市における男女共同参画の推進体制の強化を図ります。

- 【基本施策】
- 3-1 広報、教育を通じた男女共同参画意識の醸成
 - 3-2 性の多様性への理解促進
 - 3-3 男女共同参画推進体制の強化

第4章 施策の展開

基本目標1 男女がともに活躍し、お互いを尊重し支え合う社会の実現

1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

[目指す姿]

各種制度や政策、経営などの方針決定の場において、多くの女性が積極的に登用され、多様な視点や意見が反映される社会をつくります。

■成果指標

項目	現状値	目標値
審議会などにおける女性委員の割合	29.01%	40%
市役所における女性管理職の割合	28.9%	33%

[現状と課題]

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針過程において、あらゆる分野で女性の視点を取り入れていくことが重要です。

本市では、毎年、審議会などの委員の女性委員登用状況調査を実施していますが、令和4年度における登用率の実績は、委員実人数の29.01%となっており、目標の40%には届いていません。

また、市職員における女性管理職の割合も県平均を大きく下回っています。

市民アンケート調査では、政治の場で男女が「平等になっている」と回答している人は6.9%と、他の分野に比べても低くなっています。男女共同参画社会の形成に向けた基盤を強化していくためにも、人材確保やポジティブ・アクション（積極的改善措置）に対する理解を深めつつ、より一層の女性の登用を進めていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 審議会・委員会などにおける積極的な女性の登用

各種審議会・委員会など附属機関への女性委員の積極的な登用を進めます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
審議会などの委員の女性委員登用状況調査	毎年3月1日を基準日として、審議会等委員の女性委員登用状況調査を実施します。

(2) 市職員における女性管理職の積極的な登用

本人の意欲や能力を重視した人事配置を基本とした上で、管理職への登用を積極的に行います。

また、女性が管理職になることへの意識醸成や管理職になりやすい環境づくりを進めます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
特定事業主行動計画	性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍するよう職域を拡大し、多様な職務や役職へ積極的に配置します。

(3) 事業所などにおける積極的な女性の役員登用に向けた働きかけ

事業所などに対し、情報提供などを行い、管理職・役員における女性の登用の重要性や必要性の理解促進を図ります。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
女性活躍推進セミナーの開催	関係団体や既存のネットワークでつながりのある関係者などと連携し、市内の事業所などに対し、女性の役員登用に向けたセミナーを実施します。

1-2 職場における女性活躍・男女共同参画の推進

[目指す姿]

男女の均等な機会及び待遇が実質的に確保され、女性がその個性と能力を発揮できるよう進めていきます。

また、性別にかかわらず、働きやすい環境が整備され、キャリアを継続していくことができる環境づくりを進めていきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
宮城県女性のチカラを活かす企業認証制度で認証された白石市所在の企業数	2件	2件以上
市役所における男性の育児休業取得率	50%	100%
市役所における配偶者出産休暇取得率	75%	100%
市役所における男性の育児参加休暇取得率	50%	100%
市役所における男性の介護休業取得率	—	100%

[現状と課題]

就労は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済の活性化の点からもダイバーシティの推進や多様な視点によるイノベーションの促進は重要な意義を持つものです。

市民アンケート調査では、女性が働きやすい社会かは、男性では『働きやすいと思う』と回答した人が半数を超えていますが、女性では『働きやすいとは思わない』の割合が『働きやすいと思う』の割合を上回っており、男女間での意識の差がみられます。事業所アンケートでは、女性活躍の推進にあたっての課題として「男性に比べて、家事や育児、介護など家庭の事情をより考慮する必要がある」の割合が最も高くなっています。

性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会を形成していくためにも、雇用機会均等法などの周知や遵守に向けた啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方を選択することができる雇用など、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを促進していくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 女性活躍、男女共同参画のための職場環境の整備促進

職場において、男女の均等な機会や待遇を実質的に確保することで、女性が能力を十分に発揮できるよう、関係法令の理解・遵守を促進します。

また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用などは、国・県の認定制度・表彰制度などを周知し、事業者に対し積極的な取り組みを働きかけ、特に優れた取り組みを行っている

事業者には、HP やパンフレットなどで紹介するなど、積極的に PR を行っていきます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
特定事業主行動計画	女性の活躍推進や男女ともに働きやすい職場環境を目指し、雇用環境の整備や仕事と家庭の両立を支援する制度の活用を促進します。
宮城県女性のチカラを活かす企業認証制度	宮城県の認証制度を市公式 HP など周知し、制度の理解促進を図ります。

(2) 女性の能力開発・発揮、再就職に向けた支援

就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や学び直しの機会の充実、出産、育児などにより、一旦仕事を離れた女性の再就職の支援に関する情報提供を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
職業能力開発に向けた啓発	仙南地域職業訓練協会で実施する各種職業訓練などの支援制度に関する情報提供を行い、職業能力開発の啓発に努めます。

(3) 多様な働き方ができる環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進

短時間勤務制度や在宅勤務（テレワーク）の導入、育児休業・介護休業の積極的な取得の推奨など、多様な働き方ができる環境整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
多様な就労形態の促進	育児や介護などにより、時間的制約を抱える職員を含めた職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方を実現するため、テレワークを導入し、職場での普及を図ります。
特定事業主行動計画	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行い、職場における働き方の意識改革を推進します。
育児・介護休業制度の活用促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるよう、市役所において男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度の活用を促進するとともに、事業所や地域活動団体に向けて、制度の周知を図ります。

(4) 農林業・商工自営業における女性活躍、男女共同参画の推進

女性が経営活動や方針決定に関わっていくための意識の啓発、能力を発揮しやすい環境整備を促進します。

また、女性の視点や経験を生かすとともに、起業や事業継承に関する情報提供、支援を推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
創業塾	創業に必要な経営・財務・人材育成・販路拡大のスキルを習得するための創業塾を活用し、創業を目指す女性が活躍できる環境づくりに努めます。
女性農林業者活躍のための環境づくり	女性農林業者リーダーの活動事例を紹介したり、各種地域団体を通じた啓発を行ったりするほか、国や県などが主催する女性農林業者リーダー育成講座やセミナーの情報提供を行い、女性農林業者が従事しやすい環境づくりに努めます。

1-3 家庭における男女共同参画の推進

[目指す姿]

家族がコミュニケーションを深めつつ、性別にかかわらず、それぞれが責任を担い、協力しながら家庭生活を築ける取り組みを進めていきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
家事・育児・介護啓発講座の参加者数	48人	80人
放課後健全育成事業の待機児童数	0人	0人
ファミリー・サポート・センター事業の会員数に対する利用者数の割合	64%	70%
子育て応援ハッピータイム事業の参加人数	12人	15人
要介護認定を受けている人のうち、介護サービスを利用している人の割合	82.6%	90%以上

[現状と課題]

家庭生活は、より身近な男女共同参画の場であり、家庭内での理解を深めるとともに、実践の場としていくことが重要です。

市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人や、共働き家庭での家事・育児の役割分担も「男女ともに家事・育児を行うのがよい」、「どちらでも手の空いている方が家事や育児をすればよい」と回答した人が大半を占めていますが、家事や育児に費やす時間は女性の方が圧倒的に長く、主に女性が担っている実態がうかがえます。

本市では、男性の積極的な家事・育児の実践を促進するため、男女共生講座やパパとママの教室などを開催しています。

今後は、幅広い世代の男性が積極的に家事などを実践することができるための支援を行っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児や介護を社会全体で支えていくためのサービスの充実を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 男性の家事や育児、介護への参画促進

男女がコミュニケーションをとり、お互いに理解を深め、協力し合いながら、家事や育児・介護について、それぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識や技能の習得の支援を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
家事・育児・介護啓発講座の開催	男性の積極的な家事・育児・介護へ取り組む意識啓発を通して、さらなる男女共同参画の推進を目的とした研修を実施します。

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児及び介護を社会全体で支えていくための機運の醸成や体制の整備を図るとともに、育児や介護に負担を抱えている家庭を支えるための多様で質の高い保育サービスの整備・充実、適正で質の高い介護サービスの提供を推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
放課後健全育成事業	保護者が就労などにより、昼間家庭にいない市内の小学生に、放課後などに適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	多様化している子育てのニーズに対応するため、住民同士の助け合いにより、安心して子育てする環境づくりを行い、保護者の子育てを支援します。
多様な保育サービスの充実	子育ての悩みや不安を感じた保護者が気軽に相談できる環境整備を図るとともに、働く親の多様な就労形態にあった延長保育・一時預かり・病児保育などの保育サービスの充実を諸団体と連携し、推進します。
子育て応援ハッピータイム事業	未就学の子をもつ親を対象に、悩みや不安などを解消するための親の学びに関する講座を開催します。
介護保険制度の理解促進	介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で長く生活を続けられるよう、また、介護を担う家族の負担を軽減するため、介護保険制度の理解促進、介護保険サービスの利用方法などの周知を図ります。

1-4 地域における男女共同参画の促進

[目指す姿]

地区や自治会、ボランティア団体、各種サークルなど、地域の各種活動団体において、男女が協力して運営し、性別にかかわらず誰もが参加できる環境をつくっていきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
地区計画の策定件数	2地区	全地区

[現状と課題]

活力があり、持続可能な地域社会にしていくためには、性別にかかわらず誰もが地域活動や地域づくりに参画していくことが重要です。

市民アンケート調査では、参加している地域活動について「自治会、女性会（婦人会）、老人会など」と回答した人の割合は 42.4%で、性別による差はみられませんでした。一方で、自治会など地域活動の場で「平等になっている」と回答した人は 22.7%にとどまり、また、すべての自治会で男性が会長を担っているなど、固定的な性別役割分担意識もうかがえます。

性別にかかわらず、誰もが地域活動や地域づくりに参加できる地域づくりを推進するとともに、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、組織・団体における女性リーダーを増やしていくことが必要です。

[施策の方向性]

(1) 男女がともに参画しやすい地域活動に向けた支援

地域活動団体と連携し、若い世代も含め、性別にかかわらず参加しやすい環境づくりに努めるとともに、活動内容を周知するなど、積極的な参加を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
地区計画策定事業	まちづくり宣言に基づき策定された地区計画の実現により、地域住民の主体的な地域づくりを支援します。

(2) 地域活動を牽引する女性リーダーの育成

各種講座や研修、ワークショップなどの取り組みを通じて、地域活動においてリーダーとして活躍する女性人材の育成・確保に努めます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
女性活躍のための環境づくり	女性リーダーの活動事例を紹介したり、各種地域団体を通じた啓発を行ったりするほか、国や県などが主催する女性リーダー育成講座やセミナーの情報提供を行い、地域における女性リーダーの育成に努めます。

2-1 あらゆる暴力などの予防・根絶に向けた取組の推進

[目指す姿]

DV や性犯罪などの暴力は心身を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して容認しないという社会的認識を醸成していきます。

また、発生を防ぐための環境や被害に遭った場合の相談支援体制の構築を図ります。

■成果指標

項目	現状値	目標値
自身や周りの人がDVを受けたことがある人の割合※	24.5%	減少
困難な問題を抱える女性の相談件数	88件	減少
シェルターなどに保護した人数	3人	減少
DVの経験や見聞きしたことをだれ(どこ)にも相談しなかった人の割合	26.7%	減少

※「自身」と「周りの人」のいずれも回答した人はそれぞれでカウント

[現状と課題]

DV や性犯罪などの暴力は重大な人権侵害であり、配偶者や被害者の心身を著しく傷つけるものです。また、近年はSNSの広がりなど、暴力の多様化や若年層への被害拡大もみられます。一方でDVや性犯罪は、被害にあったことを隠すケースや相談できないケースも多く、実態が見えにくいものとなっています。

市民アンケート調査では、全体の24.5%、女性の30.7%の人が自分もしくは自分のまわりの人が被害を受けたことがあると回答していますが、公的機関に相談した人の割合は低く、26.7%の人は誰にも相談していない状況です。

本市では、警察などの関係機関と連携し、緊急時において一時保護を行い、加害者と分離して安全確保を図っています。また、男女共同参画相談支援センターにおいて相談を受け付け、単独での解決が難しい場合などは警察や県女性相談センター、法テラスなどの関係機関につないでいます。

今後は、あらゆる暴力を容認しない認識の醸成とあわせ、相談しやすい環境づくりや窓口での適切な対応、専門的な相談窓口・支援制度などの周知を図っていく必要があります。また、関係機関・団体と連携し、SNSによる犯罪被害防止、デートDV防止など、若年層への意識啓発を図っていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 暴力を断じて許さない社会規範の醸成

関係団体などと連携し、暴力を許さない社会づくりの推進や地域で見守り、早期発見につながるための取り組みを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
パートナーへの暴力行為を許さない意識づくり	DV など、パートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

(2) パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護などの推進

県や警察などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化や周知を図ります。また、被害者やその子どもの置かれた状況やニーズに応じた切れ目のない支援を行うことができる連携体制を構築・強化するとともに、被害者の自立に向けた支援を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	日常生活や社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせるよう相談支援を充実します。
DV 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	DV 被害者の緊急性を適切に判断し、宮城県女性相談センターや警察署などと連携して、被害者の安全確保に努めます。

(3) セクシュアルハラスメント防止対策の推進

様々な機会・媒体を通じて、セクシュアルハラスメントの防止に関する法令・制度の周知・啓発を図ります。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
職員などに対する周知・啓発	職場などでのあらゆるハラスメント防止のため、相談窓口を設置するとともに、支援に関する情報提供により意識啓発を図ります。
市内事業所などで勤務する人へのハラスメント防止に関する情報提供	関係機関や団体などと連携し、市内事業所などで勤務する人へ各種ハラスメント防止に関する情報提供を行います。

(4) 子ども・若者を性犯罪・性暴力から守るための取組の推進

家庭や学校教育などにおいて、SNS の利用におけるリスクを啓発するなど、犯罪被害やデートDVを防ぐための教育・啓発を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する教育の推進	自分や相手を大事にする態度を発達段階に応じて身に付け、嫌なことをされたときに援助を求めるなど、自分の身を守ることの重要性を学ぶことで、若年層における性被害・加害の未然防止を図ります。

(5) 相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知

DV や性犯罪、セクシュアルハラスメントなどに関する各種相談窓口や支援制度などの周知を図るとともに、SNS を活用するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
相談窓口の周知	国・県・市が設置する DV や性暴力被害に関する相談窓口について、様々な機会や媒体を通じて、周知を図ります。

2-2 困難に直面している女性などへの支援

【目指す姿】

ひとり親や貧困、生活上の困難に直面している女性などが、安心して自立した生活を送ることができるよう、就労や生活面において、一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
自立相談支援事業における新規相談受付件数・就労支援対象者数	149件・32人	157件・39人
自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の申請数	0件・1件	各1件以上
ひきこもりの相談支援件数	5件	現状維持
子どもの学習・生活支援事業登録者数	27人	現状維持
65歳以上高齢者人口に対する通いの場への65歳以上の参加人数の割合	11.47%	増加
障がい者相談支援事業所による相談事業の実利用者数・相談件数	117人 1,856件	現状維持
避難行動要支援者名簿登録者における個別避難計画の作成者の割合	23%	25%

【現状と課題】

男性に比べ、女性の方が非正規雇用など不安定な雇用の状況にある人の割合が高く、貧困など生活上の困難に陥りやすい背景の一つになっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大で、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れているといわれています。

また、困難を抱えている人は、経済的困窮をはじめ、暴力による被害や精神的な困難、就労定着の困難、家庭における課題など複合的な課題を抱えている人も多く、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が求められています。

さらに、こうした貧困の連鎖を断つためには、子どもの学習支援や居場所づくりなど、地域との関わりの中で自己肯定感や自立に向けた力を育んでいくことが重要です。

こうしたことから、生活上の困難に直面している女性などに対し、男女共同参画の視点からきめ細かな支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 就業・生活の安定を通じた自立支援

生活困窮者など様々な困難を抱える人に対し、就労支援や生活支援、住居の確保など一人ひとりの状況に寄り添った包括的な支援を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、就労支援や居住確保支援、家計相談支援などの包括的な支援を行い、自立を促進します。

(2) ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭が孤立せず自立した生活を送ることができるよう、生活支援や就労支援、学び直し支援などの支援を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
ひとり親家庭の経済的自立の支援	正規雇用により有利となる免許・資格取得を促進するための教育訓練や養成訓練に係る経費を給付することで、経済的に自立して子育てができるよう支援します。

(3) 子ども・若者の自立に向けた力を高める支援

困難な状況に置かれている子どもたちが地域の中で様々な交流や体験を通して、自己肯定感や自立に向けた力を育む学習支援や居場所づくりを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
ニート・ひきこもりなどの子ども・若者に対する支援	ニート・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体の連携による切れ目のない支援を行います。
生活困窮世帯などへの学習支援	生活保護世帯や生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援を行い、学力向上、高校進学率の向上を図ることにより、貧困の連鎖の防止につなげます。

(4) 高齢者や障がい者、外国人などが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者、外国人などが地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の強化	ひとり暮らし高齢者などが安心して暮らせるよう、民生委員による定期的な訪問活動や見守りネットワーク、地域支え合い活動などの充実を図ります。
障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいがあって、性別にとらわれず、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、防災・防犯対策、自立した生活支援・意思決定支援、保健・医療の推進など、総合的な施策を推進します。

2-3 生涯を通じた健康支援

[目指す姿]

男女がお互いの性差に応じた健康への理解・認識を深め、特に女性が、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各期において、健康を支援していきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
子宮頸がん検診受診率	31.7%	50%
乳がん検診受診率	36.5%	50%
妊産婦・新生児訪問指導実施率	100%	100%

[現状と課題]

性別や年齢によって疾病の状況が異なることから、それぞれに応じた健康支援が必要です。また、女性は、心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に基づき、生涯を通じて切れ目のない支援を図っていく必要があります。

本市では、各種母子保健事業を通じて妊娠・出産に対する支援を行うとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげられるよう、各種健診・検診の受診率向上を図っています。

今後も、各種事業を充実し生涯を通じた健康支援を行うとともに、性差による心身の健康の状態の違い、年代による変化などへの理解を深め、お互いに思いやることのできる環境づくりを推進していくことが重要です。

[施策の方向性]

(1) 女性特有の疾患に対応した検診の受診率向上に向けた取組の推進

子宮がん検診や乳がん検診など、女性特有の疾患に対応した各種検診は、受診しやすい環境づくりに努め、疾病の早期発見・治療につなげます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率向上	がん検診の必要性と効果の情報発信を図り、検診を受診しやすい環境を検討します。

(2) 妊娠・出産に対する支援

母子手帳交付時や新生児訪問など、妊娠から子育てにわたり、切れ目のない支援体制の構築・強化を図ります。また、職場や地域において、妊婦や子育てに対する理解を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
妊婦健康診査・産婦健康診査・産後ケア事業・妊産婦・新生児等訪問指導	安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(3) 発達段階に応じた性に関する教育の推進

学童・思春期における心身の変化や性感染症予防、妊娠・出産、睡眠・栄養・運動・低体重・肥満・喫煙など、生涯を見通した健康づくりに関する正しい知識を、子どもの発達段階に配慮した教育を推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
学校における性に関する指導	児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取ることができるよう、保健体育や道徳科、特別活動などを関連させながら、発達段階を踏まえた指導や互いを尊重し合う人間関係の育成に努めます。

(4) 更年期の健康に関する知識の普及・啓発

更年期障がいや更年期以降に発生しやすい生活習慣病などに関する啓発や健康教育などを行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
更年期の健康に関する啓発	様々な機会や媒体を通じて、更年期障がいや更年期を境に発生する健康問題への理解を促進するための啓発を行います。

2-4 防災における男女共同参画の推進

[目指す姿]

災害時において、男女共同参画の視点を踏まえた避難支援・避難生活や復旧・復興に向けた取り組みが行われるよう、多くの女性が登用され、活躍する環境の構築を図ります。

■成果指標

項目	現状値	目標値
防災会議における女性委員の割合	2.9%	10%以上
女性消防団員の人数	10人	15人
女性防災リーダーの人数	—	5人

[現状と課題]

東日本大震災をはじめ多くの自然災害を経験し、改めて女性が主体的な担い手であることが認識されるとともに、災害時での女性への配慮、男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りになっています。

市民アンケート調査では、防災・復興対策において、女性など多様な視点を活かすために必要なこととして、「避難所運営や設備、備蓄品などについて、過去の災害時に課題になった点を見直す」、「災害に関する各種マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる」、「防災分野の委員会や会議に、多くの女性や多様な人材が参加できるようにする」が上位を占めています。

この結果を踏まえ、女性の視点を踏まえた避難所運営や各種マニュアルの見直し、防災会議などへの女性の積極的な登用を行い、災害時における男女共同参画を推進していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 防災会議などへの女性登用の推進

女性の視点や意見を反映させた防災対策を推進するため、白石市防災会議への女性委員の積極的な登用を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
防災会議委員への女性の積極的な登用	防災分野への女性の参画促進の重要性を認識し、女性の意思や意見を公正に反映させるため、防災会議などへの女性の登用を図ります。

(2) 自主防災組織における女性参画の推進

防災の現場における女性の参画拡大のため、関係団体などと連携しながら、自主防災組織や消防団への女性の加入を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
自主防災組織・消防団への女性の加入促進	防災現場における女性の参画を拡大するため、自主防災組織・消防団への女性の加入を促進します。

(3) 女性の視点による避難所運営の推進

避難所運営における女性と男性のニーズなどの違いへの配慮や安全・安心の確保に向け、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの見直しや運営における女性参画を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
避難所マニュアルにおける男女共同参画の視点の位置付け	避難所運営マニュアルを作成する際に男女共同参画の視点を位置付けたマニュアル作成を行います。
避難所運営における女性の参画促進	避難所運営において、若年層を含めた女性の参画を促進し、女性と男性のニーズの違いに配慮した取り組みや性被害・性暴力の防止など、安全・安心の確保を図ります。

(4) 防災対策における女性リーダーの育成・確保

各種講座や研修、訓練への参加などの取り組みを通じて、防災・復興対策においてリーダーとして活躍する女性人材の育成・確保に努めます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
女性防災リーダー育成講座の受講促進	地域防災力を高めるために女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解を促進しつつ、女性防災リーダーを育成するための各種講座の受講を促進します。

3-1 広報、教育を通じた男女共同参画意識の醸成

[目指す姿]

学校教育や生涯学習、広報・啓発活動を通じて、住民や地域活動団体、事業所において、男女共同参画の重要性への認識を深め、その実現に向けて取り組んでいきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
男女共同参画関係講座の計画期間中の開催回数	2回	4回

[現状と課題]

男女共同参画社会の形成には、市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、その重要性を認識していくとともに、身近な問題として捉え、実践できることが重要です。

本市では、国で実施する「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて、HPに情報を掲載し、男女共同参画意識の向上を図っています。

また、民生委員や白石市民大学受講生を対象とした出前講座において、男女共同参画をテーマとした出前講座を開催しています。

さらに、生涯学習では、各種講座の開催を通じて、男女共同参画意識の定着を促進しています。

引き続き、様々な機会や媒体を活用しながら、市民や各種団体、事業所の男女共同参画意識の醸成を図る中で、より効果的な取り組みの推進と幅広い市民の参加を促進していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 男女共同参画に関する生涯学習・講座・講演会・セミナーの開催

男女共同参画をテーマとした講演会やセミナーの開催、ライフステージに合わせた生涯学習環境の整備を図ります。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、白石市民大学などの各種講座を開催します。

(2) 多様な媒体を通じた情報発信・啓発

HP や SNS、チラシ・パンフレットを通じて、男女共同参画に関する情報発信や啓発を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
男女共同参画に関する啓発期間における情報発信	国の「男女共同参画週間」をはじめとする啓発期間に合わせて、市内外へ多様な媒体を用いて情報発信を行います。

(3) 学校における男女共同参画に関する教育の推進

学校教育において、男女共同参画の視点を持った取り組みを推進し、性別にかかわらずその能力や個性を發揮し、自分らしく生きるための多様な選択ができるための教育を推進します。また、教職員や保護者へ理解促進のための取り組みを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った性教育や人権教育を推進するとともに、性別にかかわらず、一人ひとりの適性と個性を尊重した生徒指導・進路指導を推進します。
教職員へ向けた意識啓発	市教育委員会が主催する初任者研修などにおいて、教職員へ向けた意識啓発の取り組みを行います。

3-2 性の多様性への理解促進

[目指す姿]

性的マイノリティに対する社会の理解が深まり、性的指向・性自認(SOGI)にかかわらず、誰もが地域の中で自分らしく暮らせる環境をつくります。

■成果指標

項目	現状値	目標値
「性の多様性に関する図書」の特集コーナー	—	実施

[現状と課題]

近年、性的マイノリティや性的指向・性自認に対する意識・関心が高まっており、一人ひとりの個性を尊重し、また、それらを理由として差別的な扱いをされることなく、自分らしく安心して暮らしていくことができる社会の形成が求められています。

市民アンケート調査では、「LGBTQ+」、「性的マイノリティ」という言葉について、「内容(意味)をよく知っている」と「内容(意味)を少しは知っている」を合わせた『知っている』と回答した人は55.2%で半数以上となっており、言葉の認知度は高まっている状況がうかがえます。

また、当事者が直面している課題は、「学校・教育(いじめ、制服、トイレ、更衣室、プール、宿泊行事)」や「職場(採用試験、いじめ、更衣室、トイレ、福利厚生)」が上位を占めています。

こうしたことから、市民における多様な性に対する理解を深めるための取り組みと併せ、特に教育現場や職場における理解促進と多様な性の人たちに配慮した環境の整備を推進していく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 性の多様性に対する理解促進

様々な媒体を通じた広報・啓発活動、各種講座、研修を通じて、市民や教職員、各種団体、事業所、市職員の性的マイノリティや性的指向・性自認に関する理解促進を図ります。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
図書館資料を活用した性の多様性に関する理解を促進する取組	図書館に特集コーナーを設け、広く市民への理解促進を図ります。

(2) 性の多様性に関する調査研究の推進

性の多様性への意識や実態、先進事例を把握するための調査研究を推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
パートナーシップ制度などの関連制度の導入状況把握事業	パートナーシップ制度など関連する制度の導入状況の推移を確認し、調査研究に努めます。

3-3 男女共同参画推進体制の強化

[目指す姿]

関係機関や地域活動団体などが連携・協働しながら、男女共同参画に向けた取り組みの活性化を進めます。また、市内の各部署において、男女共同参画の視点による施策・事業を推進していきます。

■成果指標

項目	現状値	目標値
白石市男女共同参画専門委員会の開催回数	1回	1回以上

[現状と課題]

地域ぐるみで男女共同参画社会を推進していくためには、市民をはじめ、地域活動団体や事業所での取り組みが欠かせません。

本市では、平成14年6月に「白石市男女共同参画社会推進条例」を制定し、6つの基本理念を示すとともに、本市や市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進することとしています。また、条例第25条に基づき「白石市男女共同参画専門委員会」を設置・運営しています。

今後も、男女共同参画社会推進条例の理念に基づくまちづくりを推進するとともに、その周知を図りつつ、地域ぐるみで男女共同参画を推進するための連携・協働体制の構築・強化を進めていく必要があります。

[施策の方向性]

(1) 男女共同参画専門委員会の運営

本計画の進捗状況の確認、評価など、男女共同社会の実現に向けた取り組みを推進するための組織として男女共同参画専門委員会を運営します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
白石市男女共同参画専門委員会の運営	白石市男女共同参画社会推進条例第25条に基づき設置している白石市男女共同参画専門委員会を運営し、男女共同参画社会の実現に資する効果的な取り組みについて協議します。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する団体などの活動支援

地域における各種団体や事業所が行う男女共同参画社会の実現に資する活動を支援するとともに、連携・協働による取り組みを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
団体への取組支援	関係団体などが主催するイベントや取り組みを支援します。

(3) 男女共同参画に関する調査・研究の推進

男女共同参画に関する意識調査の実施や関係情報を収集して、男女共同参画に関する実態や課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、結果を公表することで、市民や地域活動団体、事業所などにおける男女共同参画意識の醸成と男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概要
男女共同参画に関する指標や事例の調査研究	ジェンダーギャップ指数をはじめとする、男女共同参画に関する指標の推移、先進事例や優良事例などの調査研究を推進します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民の主体的な取組の促進

男女共同参画社会に対する理解促進と意識啓発を図りつつ、社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりが主体的に取り組むための働きかけを行います。

また、男女共同参画施策の方針決定や推進にあたっては、多くの住民の参画を得ながら進めていくこととします。

(2) 関係機関・団体などとの連携

国・県や関係機関との情報交換・協力関係を強化するなど連携を図るとともに、本市単独の取り組みだけでは不十分な事項は、国・県に対する積極的な働きかけを行います。

また、地域活動団体や事業所による主体的な取り組みを推進するとともに、連携・協働による取り組みを推進します。

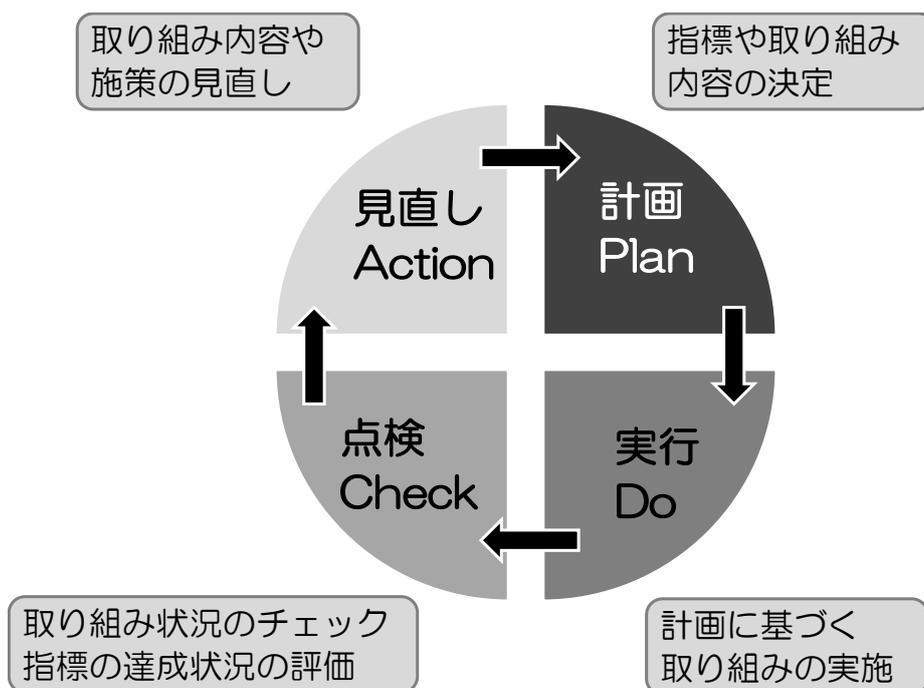
(3) 庁内連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、庁内関係各課相互の連携・調整を図り、全庁的な取り組みによる総合的・効果的な施策を推進します。

また、職員の男女共同参画に対する理解を深めるための研修の充実を図るとともに、男女共同参画の現状や問題点把握、調査・研究を行い、施策の企画立案に努めます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、白石市男女共同参画専門委員会において、本計画に掲げた施策の進捗状況や取り組みによる成果、推進上の課題を定期的に点検・評価するとともに、より効果的な取り組みを推進するため、PDCA サイクルによる進捗管理を行います。



資料編

1 白石市男女共同参画専門委員会委員名簿

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

■委員（令和6年3月現在）

（敬称略）

職名	氏名	備考
会長	高橋 恵美子	社会教育関係者
副会長	大橋 敏郎	商業関係者
委員	八島 孝夫	農業関係者
委員	島貫 利恵	企業関係者
委員	清末 裕香	学校教育関係者
委員	成澤 一男	自治会関係者
委員	鈴木 雄亮	市民代表
委員	片平 美智子	市民代表

2 用語解説

アルファベット・数字	
AI	アーティフィシアル・インテリジェンス (Artificial Intelligence) の略で、人工知能を表す。認識や推論など人間が持つ能力をコンピューターでも可能にする技術。
M字カーブ	女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、M字の形状を描くことをいう。
SDGs（持続可能な開発目標）	サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の略で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標のこと。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネットなどを通じて人と人とのつながりの場を提供するサービスのこと。
8050 問題	80 代など高齢の親が、いわゆるひきこもりや収入が少ない 50 代など中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。
か 行	
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわけ意識のこと。
さ 行	
性的指向・性自認 (SOGI)	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念をいう。SOGI は、性的指向 (sexual orientation) と性自認 (gender identity) の頭文字をとった略称。
性的マイノリティ (LGBTQ+)	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (体の性と自認する性が一致しない人)、クエスチョニング (自分自身の性を決められない、分からない、または決めない人) など性的少数者のこと。「+」は、これら以外にも多様な性自認・性的指向があることを示す。
セクシュアルハラスメント (セクハラ)	性的嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法では、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義されている。

た 行	
ダイバーシティ	性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観、キャリアや経験、働き方など、多様な人材を活かして、その能力が最大限発揮できる機会を提供し、価値創造につなげていくこと。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
ドメスティックバイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。
は 行	
パワーハラスメント（パワハラ）	職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え、継続的に、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
ま 行	
マタニティハラスメント（マタハラ）	職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法では、女性労働者の妊娠・出産などを理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止している。
ら 行	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できる権利のこと。平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。
労働力率	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口（労働力人口）の割合のこと。
わ 行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和がとれた状態。このことにより、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるような社会を目指している。

白石市男女共同参画基本計画（第3次）

発行：令和6年3月

編集：白石市総務部企画政策課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

TEL：0224-22-1324 / FAX：0224-22-1451

